

9 駿河台校舎への移転並びに財団法人中央大学寄附行為変更の件認可
〔大正十五年九月〕

大正十五年八月二十七日

(注記1)

文部大臣 岡田良平殿
中央大学学長法学博士 馬場愿治 印

(注記2)

位置変更認可申請ノ件

(加筆)

(注記3)

今般都合ニ依リ本大学(并専門部)校地東京市神田区錦町二丁目二番地ヲ売却シ曩ニ五月一日附東專九七号ヲ以テ御認可相成候同神田区駿河台南甲賀町六、七、八ノ一、番地ニ校舎竣工致候ニ付来ル九月一日ヨリ移転致度候間御認可相成度此段申請候也

(下 札)

大正十五年八月二十七日

中央大学理事法学博士 馬場愿治 印
文部大臣 岡田良平殿

財団法人中央大学住所変更認可申請

今般財団法人中央大学事務所ヲ左記ノ通変更致度候間御認可相成度評議會ノ議決書写及寄附行為相添此段申請候也

中央大学寄附行為

第三条中「錦町二丁目二」トアルヲ「駿河台南甲賀町六」ト改ム

中央大学評議會決議書（写）

大正十五年一月二十日午後五時小石川区表町借楽園ニ於テ臨時評議會ヲ開催当日出席評議員ハ評議員六十七名ノ内磯谷幸次郎、井上八重吉、石原毛登馬、馬場愿治、馬場鐵一、花井卓蔵、林頼三郎、西川一男、堀江専一郎、小倉敬止、金井延、片山義勝、河野秀男、武田明、高野金重、中山佐市、植村俊平、卜部喜太郎、山田三郎、永瀧久吉、二上兵治、佐藤正之、岸清一、美濃部達吉、塩谷恒太郎、宮岡恒次郎、柵瀬軍之佐、土方寧、森本邦治郎ノ二十八名ニシテ伊藤秀雄、稲田周之助、原嘉道、濱田国松、穂積重遠、富田勇太郎、大田資時、大田黒英記、渡辺勘十郎、川久保源治、田中隆三、立作太郎、田中文蔵、中橋徳五郎、中村啓次郎、久米良作、桑田熊蔵、松本蒸治、藤田隆三郎、小松林蔵、青山衆司、木下謙次郎、須賀喜三郎ノ二十三名ハ表決権ヲ委任セラル

学長事務取扱理事馬場愿治ヲ会長トシ左ノ議決ヲ為シタリ

一、東京市神田区錦町二丁目二番地及同五番地ノ二号ノ校地ヲ売却シ大正十五年九月中央大学事務所ヲ神田区駿河台南甲賀町六番地ニ移転シ財団法人中央大学寄附行為第三条中「錦町二丁目二」トアルヲ「駿河台南甲賀町六」ニ改正ス

ルコト
右決議ス

大正十五年一月二十日

決議録署名者 高野金重

〔表紙〕

財団法人中央大学寄附行為

財団法人中央大学寄附行為

〔加筆〕
第一条 本財団法人ハ法律、政治、經濟、商業ニ関スル専門ノ學術及予備ノ學術ヲ教授スル大学並之ニ附属スル学校ヲ經營スルヲ以テ目的トス

第二条 本財団法人ハ之ヲ中央大学ト称ス

第三条 本財団法人ノ事務所ハ之ヲ東京市神田区〔加筆〕錦町二丁目二〔加筆〕番地ニ置ク

第四条 本財団法人ノ資産ハ寄附行為者ノ寄附其他将来ノ寄附ニ係ル財産トス寄附行為者ノ寄附ニ係ル財産ハ別紙目錄ニ之ヲ掲ク

本財団法人ノ經費ハ資産ヨリ生スル収入、学生ノ入学金及授業料並臨時ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

第五条 本財団法人ニ学長ヲ置キ理事中ヨリ之ヲ互選ス

第六条 本財団法人ニ理事及監事若干名ヲ置キ評議員中ヨリ之

ヲ選任ス

第七条 理事ハ評議會ノ決議ニ從ヒ法人ノ事務ヲ執行ス

第八条 理事監事ノ員数及任免ハ評議會ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム但シ理事監事ノ員数及解任ニ関スル決議ニハ評議員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第九条 理事監事ノ任期ハ三年トス但シ補欠ノ為選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十条 本財団法人ニ評議會ヲ置キ百名以内ノ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員ノ補欠選挙ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ為ス

已ムコトヲ得サル事由アルトキハ評議員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ評議員ヲ解任スルコトヲ得

第十一条 評議會ハ学長ヲ以テ其会長トス但シ会長故障アルトキハ他ノ理事之ニ代ハル

第十二条 評議會ノ通常決議ハ出席評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第十三条 評議員ハ書面ニ依リ又ハ他ノ評議員ニ委任シテ表決ヲ為スコトヲ得

第十四条 本財団法人ノ毎事業年度ノ予算ハ評議會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

毎事業年度ノ決算ハ評議會ノ承認ヲ經ヘシ

第十五条 本財団法人ノ処務規程及會計規程ハ評議會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム本財団法人ノ経営スル学校ノ学則ニ付亦同シ

附 則

第十六条 本財団法人ノ寄附行為ハ評議員四分ノ三以上ノ同意ニ依リ主務官庁ノ認可ヲ受ケ之ヲ変更スルコトヲ得

第十七条 本財団法人設立ノ際ニ於ケル理事ハ岡野敬次郎、馬場愿治、馬場鉄一監事ハ花井卓蔵トシ其任期ハ大正十年二月末日迄トス

第十八条 本財団法人設立ノ際ニ於ケル評議員ハ左ノ如シ

伊藤悌治 石山彌平、馬場愿治、原嘉道 花井卓蔵 男爵穂積陳重 岡野敬次郎 金井延 中橋徳五郎 植村俊平 卜部喜太郎 久米良作 増島六一郎 松本丞治 藤田隆三郎 江木衷 永瀧久吉 佐藤正之 三宅碩夫 美濃部達吉 土方寧元田肇 森本邦治郎 鹽谷恒太郎 田中隆三 岸清一 宮岡恒次郎 太田資時 岡松參太郎 立作太郎 青山衆司 磯谷幸次郎 池田寅次郎 片山義勝 二上兵治 桑田熊蔵 西川一男 馬場鉄一 須賀喜三郎 牧野菊之助 鳩山秀夫 富田勇太郎 穂積重遠 伊藤秀雄 渡邊勘十郎 小松林蔵 荒井操 柵瀬軍之佐 稲田周之助 井上八重吉 大場茂馬 小倉敬止 中山佐市 中村敬次郎 指田義雄 佐藤博愛 執行軌正 石原毛登馬 濱田国松 太田黒英記 田中文蔵 武田明 三浦大五郎 木下謙次郎 若尾璋八 横田千之助 小野瀬不二人 川久保源治 新井要太郎 高野金重 林頼三郎 河野秀男 山田三郎 加瀬禧逸 池原鹿之助 飯田延太郎 堀江專一郎 前田米蔵 坂本彌一郎

大正八年五月

(注記4)

東專三六八号
定決裁
9月28日
文書課長
(宮下)
送発
9月28日
起案者
(豊田)

大正十五年九月九日起案

学務課長

(赤間)

専門学務局長

(栗原)

次官

(松浦)

(伊東)

(注記6)

(丸岩)
(小菅)
(三原)

(注記5)

私立大学位置変更并財団法人寄附行為変更ノ件

案

中央大学并専門部設立者

財団法人 中央大学

大正十五年八月二十七日付申請其ノ大学并専門部位置変更ノ件
認可ス

年九月一日

文部大臣

案ノ二

文部省告示第三五二号

東京市神田区錦町所在中央大学并中央大学専門部ヲ〔抹消〕(豊田)
(神田区) (豊田)

同市同区駿河台南甲賀町ニ位置変更ノ件認可セリ

十五年九月三十日

文部大臣

案ノ三

大正十五年八月二十七日付申請寄附行為中変更ノ件認可ス

年九月一日

文部大臣

備考

- 一、駿河台南甲賀町ニ新築中ノ校舍落成ニヨリ移転セントス
- 一、寄附行為中変更箇所ハ事務所ヲ新校舎ト同位置ニ変更セ
ントス

(注記1)

「文部省ノ大正15・9・9ノ東專365号」

(注記2)

「大正十五年九月八日ノ寅学第一三二九八号ノ東京府經由」

(注記3)

「二」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「要記入」(西田) (豊田)

(注記5)

「完結」

(注記6)

「記録掛ノ15・10・2ノ受領」

(下札)

「類別」を三ノ聯繫2を六、3一三三專ノ登録追加ノ件名 東京府經由、告示第三五二号、中央大学並2専門部位置変更認可、3財団法人中央大学寄附行為中変更認可ノ番号 東專三六八ノ結了年月日 大、一五九、二八ノ保存年限 ムキノ枚数 五冊ノ一」

『自大正15年6月至昭和16年11月中央大学第4冊』
文部省 (豊田) 3A.10-4.1251